

平成29年3月17日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	3番	佐藤耕治	議員
4番	渡邊賢一	議員	5番	伊藤正彦	議員
6番	遠藤智与子	議員	7番	太田芳彦	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

2番	古沢清志	議員
----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草薙和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
石橋慶幸	建設管理課長 補佐	安達晃一	下水道課長
猪倉秀行	農林課長補佐	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局局長	佐藤利美	農業委員会 事務局長補佐

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

平成29年3月17日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第34号 寒河江市副市長の選任について  
// 2 議案説明  
// 3 委員会付託  
// 4 質疑・討論・採決  
// 5 議第35号 寒河江市課制条例等の一部改正について  
// 6 議案説明  
// 7 質疑  
// 8 委員会付託

休憩

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第9 議第6号 平成29年度寒河江市一般会計予算  
// 10 議第7号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
// 11 議第8号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
// 12 議第9号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
// 13 議第10号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
// 14 議第11号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
// 15 議第12号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計予算  
// 16 議第13号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
// 17 議第14号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
// 18 議第15号 平成29年度寒河江市立病院事業会計予算  
// 19 議第16号 平成29年度寒河江市水道事業会計予算  
// 20 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 21 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第22 議第17号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について  
// 23 議第18号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について  
// 24 議第19号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
// 25 議第20号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 26 議第21号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 27 議第22号 寒河江市若者定着支援未来創成基金条例の制定について  
// 28 議第29号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 3 3 号 市道路線の認定について  
〃 3 0 議第 3 5 号 寒河江市課制条例の一部改正について  
〃 3 1 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 2 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 3 3 議第 2 3 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  
〃 3 4 議第 2 4 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について  
〃 3 5 議第 2 5 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について  
〃 3 6 議第 2 6 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について  
〃 3 7 議第 2 7 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
〃 3 8 議第 2 8 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について  
〃 3 9 議第 3 0 号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について  
〃 4 0 議第 3 1 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について  
〃 4 1 陳情第 1 号 防犯灯台帳の作成および電気料金過誤請求の是正により、公正な行政運営を行うことを求める陳情  
〃 4 2 陳情第 2 号 町内会で管理している防犯灯の電気料金等の助成を求める陳情  
〃 4 3 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 4 4 質疑・討論・採決

- 日程第 4 5 議会案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について  
〃 4 6 議案説明  
〃 4 7 質疑・討論・採決  
〃 4 8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 1 5 分 ○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、2番古沢清志議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○工藤吉雄議会運営委員長 おはようございます。

本会議の会議運営については、去る3月16日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第34号寒河江市副市長の選任について、議第35号寒河江市課制条例の一部改正について、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4議案であります。

追加議案の取り扱いについては、初めに日程第1で議第34号を上程した後、日程第2で市長の議案説明を受け、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第5で議第35号を上程した後、日程第6で市長の議案説明を受け、日程第7で質疑、日程第8で委員会付託を行い、一旦休憩となります。

総務産業常任委員会終了後、本会議を再開し、初日に提案されました議案と議第35号について委員会ごとに委員長報告を受け、質疑・討論・採決を行います。

その後、日程第45で議会案第1号を上程し、日程第46で議案説明、日程第47で質疑・討論・採決を行い、日程第48で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることと

いたしました。

日程の変更の詳細につきましては、配付しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○國井輝明議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○國井輝明議長 日程第1、議第34号寒河江市副市長の選任について議題といたします。

この際、菅野英行総務課長の退席を求めます。

〔菅野英行総務課長 退席〕

## 議 案 説 明

○國井輝明議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、私から議第34号寒河江市副市長の選任についてを御説明を申し上げます。

今月3月31日をもって、丹野敏晴副市長が任期満了となりますので、寒河江市副市長に菅野英行氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第34号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第34号寒河江市副市長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第34号はこれに同意することに決しました。

菅野英行総務課長の着席を求めます。

[菅野英行総務課長 着席]

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第5、議第35号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第35号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

企業支援、企業誘致、創業支援等をより一体的に推進し、商工業の振興を図るため、市の組織について所要の改正をしようとするものでございます。

御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第7、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第35号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委

員会に付託いたします。

#### 委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第35号

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時50分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第9、議第6号平成29年度寒河江市一般会計予算から日程第19、議第16号平成29年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

#### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第20、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第6号平成29年度寒河江市一般会計予算、議第7号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第8号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第9号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第10号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第11号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計

予算、議第12号平成29年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第13号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第14号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第15号平成29年度寒河江市立病院事業会計予算、議第16号平成29年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の8案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号、議第11号及び議第12号の3案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

### 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

遠藤議員に確認させていただきます。第何号議案で賛成討論ですか、反対討論ですか。（「第6号で賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

賛成討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○**遠藤智与子議員** 私は、日本共産党を代表して議第6号平成29年度寒河江市一般会計予算に賛成の討論を行います。

現在、日本中を疑惑の渦に巻き込んでいる学校法人森友学園の国有地払い下げ交渉の異常な値引き、許認可の背後で籠池氏が100万円の寄附を受け取ったと名指しした一国の総理大臣安倍晋三首相への疑惑も浮き彫りになっています。このような報道を見るたび、私たち庶民の怒りは膨らむばかりであります。冬でもシャワーを使い、風呂は週1回、髪も自分でカット、わずかな年金を切り詰めて生活する高齢者や、高過ぎる学費を払うために幾つものアルバイトをかけ持ちする大学生、月100時間の残業も過労死ラインではないと働かされる会社員、1日の食事は給食だけという子供たち、一日一日を歯を食いしばって生きている人々の納めた税金を、8億円も黙って値引きしていた政治家、この疑惑はきちんと解明されなければなりません。

混乱をきわめる国政の中、平成29年度寒河江市一般会計予算に目をやれば、県内初の学校給食無料化、保育料第3子無料の要件である第1子の年齢制限撤廃、ひとり親世帯高等学校入学準備応援金支給事業等によるひとり親家庭への支援、奨学金返還支援等による若者定着に向けた支援、高齢者ドライバーの運転免許証返納者への移動支援、そして活断層付近に立地する市民浴場の移転建てかえなど、市民目線の素早い対応にぬくもりが感じられる内容となっている

ことに、私は心が動かされました。

私は、2014年3月議会で、一般会計予算に反対の討論をしております。評価すべきものは率直に評価していることを明確にしつつも、指定管理者制度の問題、そのもとで働く労働者の賃金や身分の問題など、また国保会計への一般会計からの支出をもっとふやすことなどを反対理由として挙げています。これらのことは、今後も翻すものではありません。

しかし、国の政治のしわ寄せが格差拡大、子供の貧困といった形で地方へも広がっております。未来を担う子供たちが、それぞれの夢を実現できるよう支援していくことが行政の責務であり、結果として人口減少にも歯どめをかけていくことになると思います。

29年度予算は、そのような目線で市民の要望を実現させていく予算編成となっており、総じて賛同できるものであります。私は、これからは々々々の立場で問題点を指摘し、提言しながら、ともに寒河江市の発展に力を尽くしていく決意を表明し、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第10号、議第11号及び議第12号の3案件を除く、議第6号平成29年度寒河江市一般会計予算、議第7号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第8号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第9号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第14号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第15号平成29年度寒河江市立病院事業会計予算、議第16号平成29年度寒河江市水道事業会計予算の8案件を一括して採決いたします。

## 議 案 上 程

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号平成29年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

○**國井輝明議長** 次に、日程第22、議第17号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第30、議第35号寒河江市課制条例の一部改正についてまでの9案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第31、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

[太田芳彦総務産業常任委員長 登壇]

○**太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第17号から議第22号まで、議第29号及び議第33号の8案件であります。

審査の都合上、まず初めに議第33号の審査を行い、次に議第17号から議第22号までの審査を行った後、議第29号の順に審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第33号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「赤田1号については袋小路であるが、回転帯が設けられており、こういった基準が守られれば全て市道認可ということで進めていくのか」との問いがあり、当局より「開発に際し、行きどまりのときには回転帯等をつくれ



ば市道認定基準を満たすことから、市道と認定することができます。今後とも認定基準に従い、市道として認定をしてきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より、「袋小路解消というのは、防災上の理由だと思うが、防災上の観点から市道認定基準を見直すという努力が必要ではないか」との問いがあり、当局より「随時これまでも数回見直しを行っているところです。今後についても、状況に応じて見直しをかけるようにしてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「短期介護休暇特別休暇ということで規定されていますが、時間帯で分割取得が可能なのか」との問いがあり、当局より「特別休暇ですので、時間単位でもとれる形になります。日単位でのみとれるというものではありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題

とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「100分の10に改めるということだが、3期目でもあるので、もとに戻すことはできないのか」との問いがあり、当局より「行革で規定しているものではなく、市長の政治的判断という側面が強いものですので、継続ということでお願いしたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市若者定着支援未来創成基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市外からの定着を考えた制度と思うが、PR方法などはどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「この制度につきましては、市外からUターンしてくる御夫婦を対象にしているところであり、PRについては、資料だけでなく各種媒体を使って、特に若い方々に向けてPRをしていきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、本日付託になりました1案件について、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月17日、委員全員出席し開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第35号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第35号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「商工振興課の名称を変えることにより、市の商工振興に対する取り組みが後退しないように配慮願います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

遠藤議員に確認いたします。議第何号に対して賛成討論ですか、反対討論ですか。(「議第17号に対して反対討論であります」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

反対討論について、遠藤議員の発言を許しません。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○**遠藤智与子議員** 私は、日本共産党を代表して

議第17号寒河江市個人情報保護条例の一部改正について反対の討論を行います。

この条例は、マイナンバー法の利用を前提としたものであります。2013年5月24日に成立したマイナンバー制度は、国民の各種個人情報を個人番号、マイナンバーによって結びつけ、活用する制度で、その狙いは国民の収入と財産の実態をつかみ、税や保険料の徴収を強化し、社会保障の給付を削減することにあるとして、多くの国民が反対してまいりました。

問題点が5つ挙げられております。1つは、マイナンバーの利用範囲がどんどん広がり、社会保障や税、災害対策に関する情報から所得や資産、預金口座、あらゆる個人情報が集積されること。

2つ目に、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であり、意図的に情報を盗んだり売ったりすることが可能となってしまうことが挙げられます。一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかなくなります。情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるなどの危険性があり、情報の流出と情報の悪用は避けられません。

3つ目には、個人番号や個人番号カードの偽造や成り済まし、犯罪等の危険が避けられないこと。

4つ目に、システムの構築と維持管理に莫大な経費がかかり、中小企業等にも重い負担のしかかり、個人番号や個人番号カードを管理する国民の負担がふえる一方、市民生活上のメリットがほとんどないこと。

5つ目に、国家による国民の管理が強化され、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない問題があることなどから、弁護士を初め多くの国民が成立後も制度の実施中止を求めてまいりました。

先日、3月15日で確定申告が終了しましたが、税務署ではマイナンバーを書かなくても受理さ

れました。また、けさの山形新聞の報道によれば、政府は16日、マイナンバーを利用して役所で手続する際、窓口に提出する書類を従来より簡素化できるようにする時期を、当初予定の7月から3カ月先送りする方針を固めた。国や各自治体は7月、マイナンバー制度を使って相互に情報を参照する仕組みを始めるが、トラブルに備え、当面は書類の提出を続けてもらう。これとは別に、健康保険の分野は準備がくれ、情報参照を含め全面延期を検討している。そして、結びとして、健康保険関連はシステムのコストが高く、見直しの必要が生じたため、当分の間は情報連携自体を見合わせる方向だとしています。多くの人が心配していたことが、一部現実になっている状況であります。

国が決めたことだからと、何も言わずにいれば、このような市民生活へのリスクは増すばかりです。私たち地方議員には、それをチェックする責任があります。

私は、以上のことを鑑みて、議第17号寒河江市個人情報保護条例の一部改正について反対するものです。このことを申しあげ、私の反対討論といたします。

○**国井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第17号及び議第21号の2案件を除く、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議第19号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市若者定着支援未来創成基金条例の制定について、議第29号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の一部改正について、議第33号市道路線の認定について、議第35号寒河江市課制条例の一部改正についての

7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号、議第20号、議第22号、議第29号、議第33号及び議第35号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第21号は可決されました。

## 議 案 上 程

○**国井輝明議長** 次に、日程第33、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてから日程第42、陳情第2号町内会で管理している防犯灯の電気料金等の助成を求める陳情までの10案件を一括議題といたします。

## 厚生文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○国井輝明議長 日程第43、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第23号から議第28号まで、議第30号、議第31号、陳情第1号及び陳情第2号の10案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第23号から議第25号までの審査を行い、次に議第30号を審査した後、議第26号から議第28号までを審査し、その後に議第31号、陳情第1号、陳情第2号の順に審査を行うこととお諮りし、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「にしね保育所の定数を多くしたことにより、おおよそ希望者の何%が入所可能になったのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「1歳児から5歳児合わせて約60名の

申し込みがありましたが、第1希望の方全員を入所させることができました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民浴場を利用されている避難者の方はどのくらいいるのか」との問いがあり、当局より「平成28年度は、1月末現在の数字ですが延べ2,820人です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場を今後無料にするということだが、これまで有料だったのは何カ所で、収入はどれくらいだったのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「有料となっているのは寒河江駅、南寒河江駅、西寒河江駅、高松駅の駐輪場で、28年度の利用台数は493台で、使用料は年間1台当たり自転車は500円、バイクは1,000円となっており、ほとんどが自転車でした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、

当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定地域密着型通所介護事業所というのはどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「現在、寒河江市には5事業所あります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「委員の任期を2年から3年にすることによるメリットの話はあったが、デメリットはないのか。審査の過程において、慣習に流されたり、認定度の固定化につながるおそれはないのか」との問いがあり、当局より「慣習やさまざまな基準などが新たに蓄積されて、審査に影響してきたということは、これまでもなかったと考えています。任期が長くなることによりそのようなことがないように、今後も努力していきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号防犯灯台帳の作成および電気料金過誤請求の是正により、公正な行政運営を行うことを求める陳情及び陳情第2号町内会で管理している防犯灯の電気料金等の助成を求める陳情については、関連があるため一括議題

とすることをお諮りし、異議なく了承されたため、担当書記による陳情文書朗読の後、当局の出席を求め、それぞれ質疑に入りました。

初めに、陳情第1号の陳情項目(1)に関する部分の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「町内会が管理している防犯灯を市がもたなくなって台帳をつくるということへの市の考えをお聞きしたい」との問いがあり、当局より「あくまで町会で全て管理しているものなので、市で台帳を整備するというにはなじまないと考えています」との答弁がありました。

次に、陳情第2号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成23年度から28年度にかけて、市内のほぼ全ての防犯灯のLED化を市で実施したとのことだが、このことにより防犯灯の電気料金は、これまでと比べて何%くらい安くなっているのか」との問いがあり、当局より「電気料金は約半分、50%くらいになっています」との答弁がありました。

質疑を終結し、当局退席の後、それぞれ自由討議に入りました。

初めに、陳情第1号の陳情項目(1)に関する部分の主な自由討議の内容を申し上げます。

委員より「防犯灯台帳の作成については、防犯灯自体が町会の持ち物になっているので、町会が管理運営すべきと思う」との意見がありました。

次に、陳情第2号の主な自由討議の内容を申し上げます。

委員より「電気料金等の助成については、多くの期間や費用を費やしLED化したばかりであり、さらにそれによって電気料金も約半分になったという現状を鑑みれば、現段階で助成をするということは時期尚早と思う。ただし、例えば通学路など、町会に関係なく多くの市民が行き交う部分については、今後段階的に検討していく必要があるのではと思う」との意見があ

りました。

討論を終結し、採決に入りました。

初めに、陳情第1号防犯灯台帳の作成および電気料金過誤請求の是正により、公正な行政運営を行うことを求める陳情の陳情項目(1)に関する部分について採決を行い、採決の結果、賛成者なしをもって不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号町内会で管理している防犯灯の電気料金等の助成を求める陳情について採決を行い、採決の結果、賛成者なしをもって不採択すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**国井輝明議長** 日程第44、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、陳情第1号及び陳情第2号を除く議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第28号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議第30号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第31号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第30号及び議第31号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号防犯灯台帳の作成および電気料金過誤請求の是正により、公正な行政運営を行うことを求める陳情の陳情項目(1)に関する部分を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立なしであります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号町内会で管理している防犯灯の電気料金等の助成を求める陳情を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立なしであります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決

しました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第45、議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第46、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第47、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決さ

れました。

## 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

- 國井輝明議長** 日程第48、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時43分

- 國井輝明議長** これにて平成29年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。